

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年8月25日 11時58分ごろ
発生場所	愛媛県松山市中島南方沖 伊予神浦港北防波堤灯台から真方位066° 1,600m付近 (概位 北緯33° 57.3′ 東経132° 37.3′)
事故の概要	プレジャーボートアルカネットは、東進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月3日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート アルカネット、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	235-21423愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約2.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約146cm（松山）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、陸岸から約30m離し、約10ノットの対地速力で、手動操舵により東進中、中島南方沖の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.2mであった。 船長は、本事故発生場所付近（以下「本件海域」という。）の航行経験が幾度もあったが、本件暗岩の存在を知らず、本件海域の水深が約5mあると思っており、本事故後、GPSプロッターの画面を拡大表示したところ、本件暗岩の記載があることを知った。
分析	本船は、東進中、船長が、本件暗岩の存在を知らず、水深が十分にあると思っただけで本件海域を航行したことから、本件暗岩に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、本船が東進中、船長が、本件暗岩の存在を知らず、水深が十分にあると思っただけで本件海域を航行したため、本件暗岩に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 事前に海図等で航行予定海域に暗岩等が存在しないことを確認すること。 ・ 陸岸近くを航行する場合、GPSプロッターの表示を適切に切り替えて自船の位置や水深等を確認しながら航行すること。